



福岡医発第 931 号(地)

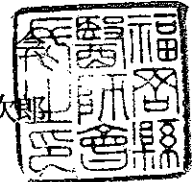
平成15年 8月 8日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次 郎



原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を
改正する省令等の施行について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康管理手当の支給については、同法第27条第3項により、都道府県知事、広島市長又は長崎市長が厚生労働大臣が定める期間内において、申請者（被爆者）の疾病が継続すると認められる期間を定めて認定を行っております。

今般、被爆者の高齢化が進展していること、健康管理手当の対象疾病の中には病状が固定化しているものがあること、受給者の便宜を図る観点から、一部の疾病を除き、認定期間の上限が撤廃するとともに、疾病名の適正化が行われた旨、厚生労働省健康局長より、日本医師会長並びに福岡県保健福祉部を通じ、通知がありましたのでご連絡いたします。

なお、今回の改正により認定期間の上限が撤廃された疾病にかかっており健康管理手当の支給認定を受けている在外被爆者については、今般、再申請手続きのために来日する必要がなくなりました。

今回の改正は平成15年8月1日から施行されますが、改正内容は別紙のとおりであります。

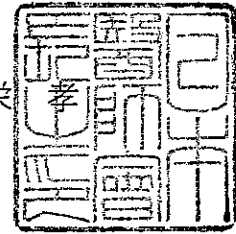
つきましては、貴会会員に対しての、ご周知方につきましてご配慮下さいますようお願い申し上げます。

平成15年7月30日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

坪井 栄



原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を
改正する省令等の施行について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康管理手当の支給については、同法第27条第3項により、都道府県知事、広島市長又は長崎市長が厚生労働大臣が定める期間内において、申請者（被爆者）の疾病が継続すると認められる期間を定めて認定を行っております。

今般、被爆者の高齢化が進展していること、健康管理手当の対象疾病の中には病状が固定化しているものがあること、受給者の便宜を図る観点から、一部の疾病を除き、認定期間の上限が撤廃するとともに、疾病名の適正化が行われました。

なお、今回の改正により認定期間の上限が撤廃された疾病にかかっており健康管理手当の支給認定を受けている在外被爆者については、今後、再申請手続きのために来日する必要がなくなりました。

今回の改正は平成15年8月1日から施行されますが、改正内容は下記のとおりでありますので、ご連絡いたします。

記

1. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正について

①健康管理手当用の診断書及び健康管理手当証書の様式を改めた。

官報号外第170号(平15.7.25)厚生労働省令第124号の様式第19号(一)及び様式第19号(二)を参照。



②健康管理手当用の診断書の様式に、申請者の疾病に係る病状が固定化しているかどうかについての医師の意見を記載する欄が設けられた。

おおむね5年を超える治療を要するものについては、「1固定化している」の区分に整理する。

2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第3項に規定する厚生労働大臣が定める期間(告示)の全面改正について

健康管理手当の認定期間の上限については、3年、5年、無期限の3段階とした。

① 認定期間が「3年」の対象疾患

- ・造血機能障害を伴う疾病のうち鉄欠乏性貧血
- ・潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病

② 認定期間が「5年」の対象疾患

- ・造血機能障害を伴う貧血（再生不良性貧血及び鉄欠乏性貧血を除く）
- ・内分泌腺機能障害を伴う疾病のうち甲状腺機能亢進症
- ・水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病である白内障

③ 認定期間に期限を設けない対象疾患（無期限）

ア 造血機能障害を伴う疾病（貧血及び鉄欠乏性貧血を除く）

例 再生不良性貧血

イ 肝臓機能障害を伴う疾病

例 肝硬変

ウ 細胞増殖機能障害を伴う疾病

例 悪性新生物

エ 内分泌腺機能障害を伴う疾病（甲状腺機能亢進症を除く）

例 糖尿病、甲状腺機能低下症

オ 脳血管障害を伴う疾病

例 くも膜下出血、脳出血、脳梗塞

カ 循環器機能障害を伴う疾病

例 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患

キ 腎臓機能障害を伴う疾病

例 ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎

ㇿ 呼吸器機能障害を伴う疾病

例 肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症

ㇾ 運動器機能障害を伴う疾病

例 変形性関節症、変形性脊椎症

3. 実施時期

平成15年8月1日から適用（同年8月1日以後に認定）

また、今回の改正で認定期間が無期限になった疾病に該当する場合、平成15年7月31日以前に健康管理手当の支給認定を受けていても、手当の認定期間の終期が8月以降であるものは認定期間を延長しても差し支えない。

（添付資料）

1. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

（平15.7.25健発第0725005号厚生労働省健康局長通知）

2. 官報号外第170号抜粋（平15.7.25）

「公印省略」

15 健保第162号
平成15年8月4日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長

健康管理手当の認定期間の見直しに係る会員への周知について

本県の被爆者援護行政につきましては、日頃より御協力いただきありがとうございます。

標記の件について、別添写しのとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第124号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間（平成15年厚生労働省告示第266号）が公布され、平成15年8月1日より健康管理手当の認定期間が一部の疾病を除き、対象となる病名の変更、認定期間の上限等について変更があり、別紙概要のとおり実施しますので、会員への周知についてよろしくお願いいたします。

健康管理手当の認定期間の見直しについて（概要）

1 適用開始 平成15年8月1日

2 認定期間

下記の疾病以外は認定期間の上限を設けないこととなり、認定期間を「終身」とすることも可能。

なお、新たな診断書様式に病状が「固定化していない」と記載され、医療を必要とする期間が5年未満の者については、記載された期間を認定期間とする。

鉄欠乏性貧血	:	認定期間の上限が3年
消化器機能障害	:	〃 3年
貧血	:	〃 5年
白内障	:	〃 5年
甲状腺機能亢進症	:	〃 5年

3 平成15年7月31日までに認定された者の取扱い

平成15年7月までに認定されている者のうち、上記の疾病及び骨粗しょう症で認定されている者、上記の疾病及び骨粗しょう症以外の疾病であっても認定期間が5年未満の者、他県からの転入で認定時の状況が確認できない者については従前どおりの継続手続が必要。

それ以外の者については、認定期間満了前に認定期間を終身とする旨の通知文と新たな健康管理手当証書を送付する。

4 診断書（健康管理手当用）裏面の主な変更点

<主な疾病の例示>

(1) 造血機能障害を伴う疾病

「無形成貧血」は、「再生不良性貧血」に変更

(3) 細胞増殖機能障害

「骨髓白血病」は、悪性新生物に含まれるため、削除

(4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病

「甲状腺の疾患」を「甲状腺機能低下症」、「甲状腺機能亢進症」に変更

(5) 脳血管障害を伴う疾病

「脳梗塞」を追加、「脳血栓症」と「脳塞栓症」は削除（「脳梗塞」に含まれるため）

(7) 腎機能障害を伴う疾病

「慢性腎不全」、「慢性糸球体腎炎」を追加

(9) 呼吸器機能障害を伴う疾病

「肺繊維症」を追加

(10) 運動器機能障害を伴う疾病

「骨粗しょう症」を削除（運動器機能障害を伴わないものは対象外）

※運動器機能障害を伴う骨粗しょう症は従前とおり対象疾病となる。

診 断 書 （健康管理手当用）

氏 名	明治 大正 昭和		年	月	日	男 ・ 女												
住 居 地																		
子爆弾被爆者に対する 保護に関する法律第27条 第2項の認定に係る障害 の種類 （※1）	<table border="0"> <tr> <td>1 造血機能障害</td> <td>5 脳血管障害</td> <td>9 呼吸器機能障害</td> </tr> <tr> <td>2 肝臓機能障害</td> <td>6 循環器機能障害</td> <td>10 運動器機能障害</td> </tr> <tr> <td>3 細胞増殖機能障害</td> <td>7 腎臓機能障害</td> <td>11 潰瘍による消化器機能障害</td> </tr> <tr> <td>4 内分泌腺機能障害</td> <td>8 水晶体混濁による視機能障害</td> <td></td> </tr> </table>						1 造血機能障害	5 脳血管障害	9 呼吸器機能障害	2 肝臓機能障害	6 循環器機能障害	10 運動器機能障害	3 細胞増殖機能障害	7 腎臓機能障害	11 潰瘍による消化器機能障害	4 内分泌腺機能障害	8 水晶体混濁による視機能障害	
1 造血機能障害	5 脳血管障害	9 呼吸器機能障害																
2 肝臓機能障害	6 循環器機能障害	10 運動器機能障害																
3 細胞増殖機能障害	7 腎臓機能障害	11 潰瘍による消化器機能障害																
4 内分泌腺機能障害	8 水晶体混濁による視機能障害																	
上記（※1）の障害を伴 疾病の名称 （※2）																		
上記（※2）の疾病に係 る病状が固定化している かどうかについての意見 （※3）	<table border="0"> <tr> <td>1 固定化している</td> </tr> <tr> <td>2 固定化していない（※2の欄の疾病により今後医療を必要とする期間は 年 月間の見込み）</td> </tr> </table>						1 固定化している	2 固定化していない（※2の欄の疾病により今後医療を必要とする期間は 年 月間の見込み）										
1 固定化している																		
2 固定化していない（※2の欄の疾病により今後医療を必要とする期間は 年 月間の見込み）																		
上記（※2）及び（※3） の疾病の状態と判断する に足る所見・データ及び 後の治療方針等																		
上のとおり診断します。 平成 年 月 日 医療機関の名称 所 在 地 医師氏名																		

記入上の注意

1. この診断書は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の規定に基づき、下記2に記載する疾病のいずれかにより現に認定を受けている方が申請を行う場合に提出していただくものです。
2. この診断書の対象疾病は、次に掲げるものです。

障害の種類	主な疾病の例示	主な非該当疾病の例示	診断書記載上、必要な検査項目	最高限度期間
(1) 造血機能障害	(イ) 鉄欠乏性貧血 (ロ) 再生不良性貧血 (ハ) 貧血(鉄欠乏性貧血、再生不良性貧血を除く)		1. 血色素量 2. 赤血球数 3. 白血球数 4. 血小板数 5. 血清鉄 6. 白血球分類 7. できれば骨髓像	(イ) 3 (ロ) なし (ハ) 5
(2) 肝臓機能障害	肝硬変、慢性肝炎	急性肝炎 胆石症 アルコール性肝障害	肝機能検査項目の2つ以上 (同系列でないもの)	なし
(3) 細胞増殖機能障害	悪性新生物	良性腫瘍 ATL	1. 手術の有無(摘出術の期日) 2. 病理組織診断 3. X線などの画像所見 4. 内視鏡検査所見 5. 理学的検査所見(臨床所見)	なし
(4) 内分泌腺機能障害	(イ) 甲状腺機能亢進症 (ロ) 糖尿病、甲状腺機能低下症	腎性糖尿病	1. T3、T4 2. 尿検査、血糖値、できれば眼底所見	(イ) 5 (ロ) なし
(5) 脳血管障害	くも膜下出血、脳出血、脳梗塞		1. 血圧値 2. 神経機能検査 3. 脳出血、脳発作の期日 4. できれば眼底所見	なし
(6) 循環器機能障害	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患	高血圧症・動脈硬化症 メニエル氏症・高脂血症	1. 胸部X線所見(心胸比記入) 2. 血圧値 3. 心電図所見(誘導部位記入) 4. できれば眼底所見	なし
(7) 腎臓機能障害	ネフローゼ症候群、慢性腎炎 慢性腎不全、慢性糸球体腎炎		1. 腎機能検査項目の1つ以上 2. 尿検査 3. 尿沈殿	なし
(8) 水晶体混濁による視機能障害	白内障	緑内障 先天性白内障	1. 眼科学的検査 2. 現症所見	5
(9) 呼吸器機能障害	肺炎腫、慢性間質性肺炎、肺線維症	急性肺炎・塵肺 肺結核・気管支炎	1. 胸部X線所見 2. 理学的検査所見(臨床所見) 3. 肺機能検査	なし
(10) 運動器機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症	椎間板症・椎間板ヘルニア・坐骨神経痛・分離症・関節リウマチ・重症筋無力症・展痛症	1. 運動器X線所見 2. 理学的検査所見(臨床所見)	なし
(11) 潰瘍による消化器機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍	慢性胃炎	内視鏡検査、又はX線所見	3

備考 健康管理手当の受給資格について、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の規定に基づき、都道府県知事の認定を受けていない場合は使用してはならない。

お 知 ら せ

※診断書を書いていただく際には、この用紙を医師にも見せてください。

- 1 平成15年8月1日から健康管理手当の対象となる疾病名、健康管理手当の認定期間が変更になりました。
詳しくは、裏面をご覧ください。
- 2 この診断書の「上記（＊2）及び（＊3）の疾病に係る病状が固定化しているかどうかについての意見（＊3）」は、おおむね5年を超える治療を要するものについては、「1 固定化している」の区分に記入することになります。
- 3 この診断書の「上記（＊2）及び（＊3）の疾病の状態と判断するに足る所見・データ及び今後の治療方針等」の欄には、十分な所見・検査結果等の記入が必要です。
- 4 平成14年9月1日より保健所（政令市及び大牟田市を除く）の名称が保健福祉環境事務所に変わりました。なお、所在地は変わっておりません。

診断書（健康管理手当用）裏面の主な変更点

1 主な疾病の例示

(1) 造血機能障害を伴う疾病

「無形成貧血」は、「再生不良性貧血」に変更

(3) 細胞増殖機能障害

「骨髄白血病」は、悪性新生物に含まれるため、削除

(4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病

「甲状腺の疾患」を「甲状腺機能低下症」、「甲状腺機能亢進症」に変更

(5) 脳血管障害を伴う疾病

「脳梗塞」を追加、「脳血栓症」と「脳塞栓症」は削除（「脳梗塞」に含まれるため）

(7) 腎機能障害を伴う疾病

「慢性腎不全」、「慢性糸球体腎炎」を追加

(9) 呼吸器機能障害を伴う疾病

「肺繊維症」を追加

(10) 運動器機能障害を伴う疾病

「骨粗しょう症」を削除（運動器機能障害を伴わないものは対象外）

2 最高限度期間

下記以外の疾病については、認定期間の上限を設けないこととなったため、認定期間を「終身」とすることも可能。

鉄欠乏性貧血	:	3年
貧血	:	5年
潰瘍による消化器機能障害	:	3年
甲状腺機能亢進症	:	5年
白血病	:	5年



健発第0725005号

平成15年7月25日

各都道府県知事

広島市長・長崎市長

殿

厚生労働省健康局長

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則
の一部を改正する省令等の施行について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第124号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間（平成15年厚生労働省告示第266号）は、平成15年7月25日に公布されたところであるが、その内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者に周知を図るとともに、実施に遺憾なきようお願いしたい。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

記

第1 改正の趣旨

健康管理手当について、受給者の高齢化が一層進展していること、健康管理手当の対象疾病の中には病状が比較的固定化しているものもあること等に鑑み、また受給者の便宜を図る観点から、一部の疾病を除き、その認定期間の上限を設けないこととするとともに、疾病名の適正化を図ったものである。

第2 改正の内容

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大

臣が定める期間（告示）の全部改正について

健康管理手当の認定期間の上限について、造血機能障害を伴う疾病のうち鉄欠乏性貧血及び潰瘍^{かいよう}による消化器機能障害を伴う疾病については3年、造血機能障害を伴う疾病のうち貧血（再生不良性貧血及び鉄欠乏性貧血を除く。）、内分泌腺^{せん}機能障害を伴う疾病のうち甲状腺機能亢進症^{せん}及び水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病である白内障については5年とし、その他の疾病については上限を設けないこととされた。

健康管理手当の認定期間の上限を設けないこととされた疾病の主なものは、以下のとおりである。

ア 造血機能障害を伴う疾病（貧血及び鉄欠乏性貧血を除く）

例 再生不良性貧血

イ 肝臓機能障害を伴う疾病

例 肝硬変

ウ 細胞増殖機能障害を伴う疾病

例 悪性新生物

エ 内分泌腺^{せん}機能障害を伴う疾病（甲状腺機能亢進症^{せん}を除く）

例 糖尿病、甲状腺機能低下症^{せん}

オ 脳血管障害を伴う疾病

例 くも膜下出血、脳出血、脳梗塞^{こうそく}

カ 循環器機能障害を伴う疾病

例 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患

キ 腎臓機能障害を伴う疾病^{じん}

例 ネフローゼ症候群、慢性腎炎^{じん}、慢性腎不全^{じん}、慢性糸球体腎炎^{じん}

ク 呼吸器機能障害を伴う疾病

例 肺気腫^{しゅ}、慢性間質性肺炎、肺線維症

ケ 運動器機能障害を伴う疾病

例 変形性関節症、変形性脊椎症

なお、今回の改正により認定期間の上限を設けないこととされた疾病にかかっている被爆者についても、健康管理手当の受給要件に該当しなくなった場合には、失権の届出をする必要があること。

（2）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間（告示）の全部改正に伴い、また疾病名の適正化の観点から、健康管理手当用の診断書及び健康管理手当証書の様式の一部が改められた。今回の改

正により、健康管理手当用の診断書の様式に、申請者の疾病に係る病状が固定化しているかどうかについての医師の意見を記載する欄が設けられたが、おおむね5年を超える治療を要するものについては、「1 固定化している」の区分に整理するよう周知されたい。

様式第19号中、疾病名の例示が改められた理由は、以下のとおりである。

ア 造血機能障害を伴う疾病のうち無形成貧血は、疾病名の変更により、再生不良性貧血に変更された。

イ 細胞増殖機能障害を伴う疾病のうち骨髄性白血病は、悪性新生物に含まれるため、削除された。

ウ 内分泌腺機能障害を伴う疾病のうち甲状腺^{せん}の疾患については、主なものとしてより具体的な疾病名とするため、甲状腺機能低下症及び甲状腺機能亢進症^{せん}に変更された。

エ 脳血管障害を伴う疾病として脳梗塞^{こうそく}が追加され、脳血栓症^{せん}及び脳塞栓症^{そくせん}は、脳梗塞^{こうそく}に含まれるため、削除された。

オ 腎臓機能障害^{じん}を伴う疾病として、慢性腎不全^{じん}及び慢性糸球体腎炎^{じん}が追加された。

カ 呼吸器機能障害を伴う疾病として、肺線維症が追加された。

キ 運動器機能障害を伴わない骨粗しょう症は、対象疾病に該当しないため、主なものから骨粗しょう症は削除された。なお、運動機能障害を伴う骨粗しょう症は、従前どおり、対象疾病となること。

また、健康管理手当の支給期間が終身となっていない手当受給者については、健康管理手当の再申請を円滑に行えるようにするため、従来どおり、その認定期間の終了前に、当該受給者に対してその旨の通知をされたいこと。

なお、従前の様式による用紙は、当分の間、適宜取り繕って使用することができる。

第3 適用関係

今回の措置の適用については、平成15年8月1日から適用することとし、同年7月31日以前に受理された認定申請であって、同年8月1日以後に認定するものについても、今回の措置を適用すること。

また、平成15年7月31日以前に健康管理手当の支給認定を受けていて、手当の認定期間の終期が同年8月以降である健康管理手当受給者については、当該認定期間が、今回の措置による改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間（平成7年厚生省告示第127号）に定められた期間（上限）と同じである場合には、認定期間を延長することとしても差し支えないこと。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法律)

○公職選挙法の一部を改正する法律

(一一七)

○司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(一一八)

○保険業法の一部を改正する法律

(一二九)

○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

(一三〇)

(政令)

○使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

(三三〇)

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

(三三一)

(府令)

○自動車安全運転センター法施行規則及び自動車安全運転センターの財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府七七)

(省令)

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一二四)

○建設業法施行規則の一部を改正する省令(国土交通八六)

(告示)

○記念物を史跡に指定する件

(文部科学一三〇、一三一)

○記念物を天然記念物に指定する件

(同一三一、一三三)

○原子爆弾被爆者に対する援護に法律第二十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間を定める件

(厚生労働二六六)

○建設業法第二條第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部を改正する告示(国土交通一一二八)

(公告)

諸事項

官庁

入札公告、建設業の許可の取消処分

裁判所

除権判決、破産、免責、会社更生、再生関係

地方公共団体

公債償還(北海道・千葉県・東京都)、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係

会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

公職選挙法の一部を改正する法律(法律第二二七号)(総務省)

1 郵便等投票の対象者の拡大
郵便等による不在者投票をすることができるよう選挙人として、介護保険法第七條第三項に規定する要介護者であるもので政令で定めるものを加えることとした。(第四九條第二項関係)

2 郵便等投票における代理記載制度の導入
郵便等による不在者投票をすることができるよう選挙人等が投票の方法により投票をしようとするものとして自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)をして投票に関する記載をさせることができることとした。(第四九條第三項関係)

3 罰則
(一) 2により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する候補者の氏名等の記載をしなかったときは、二年以下の禁錮又は三〇万円以下の罰金に処することとした。(第三七條の二第二項関係)
(二) のほか、2により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもって、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、(一)と同様とするものとした。(第三七條の二第三項関係)

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

○司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(法律第二二八号)(司法制度改革推進本部)

一 裁判所法の一部改正関係
簡易裁判所の取り扱う訴訟の目的の価額の上限を一四〇万円とすることとした。(第三三條関係)

民事訴訟法の一部改正関係

二 訴訟の目的の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は、一四〇万円を超えるものとみなすこととした。(第八八條関係)

三 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正関係

1 当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額並びに第三債務者が請求することができる供託の費用の範囲及び額を改めることとした。(第二條及び第二八條の二関係)

2 財産権上の請求でない請求に係る訴え等の訴訟の目的等の価額は一六〇万円とみなすこととした。(第四條関係)

3 手数料の納付の方法について、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調査に収入印紙をはって納める方法に加えて、現金で納めることができることとした。(第八條関係)

4 訴えの提起、借地非訟事件に係る申立て及び民事調停の申立ての手数料の額についてその算出基準を改めるとともに、その他の裁判所に納めるべき民事事件等に関する申立ての手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

四 民事調停法の一部改正関係

1 民事調停官は、弁護士で五年以上その職に在ったものの中から、最高裁判所が任命し、調停事件の処理に必要な職務を行うこととしたほか、民事調停官について所要の規定の整備をすることとした。(第二三條の二、第二三條の四関係)

2 民事調停委員等が人の秘密を漏らす罪等の罰則について所要の規定の整備をすることとした。(第三七條及び第三八條関係)

五 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の一部改正関係

四の改正に伴い、所要の規定の整備をすることとした。(第二一條及び第二四條関係)

六 家事審判法の一部改正関係

1 家事調停官は、弁護士で五年以上その職に在ったものの中から、最高裁判所が任命し、調停事件の処理に必要な職務を行うものとしたほか、家事調停官について所要の規定の整備をすることとした。(第二六條の二、第二六條の四関係)

2 家事調停委員等が人の秘密を漏らす罪等の罰則について所要の規定の整備をすることとした。(第三〇條及び第三一條関係)

第十三条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「第二十九条第一項第五号」を「第二十九条第一項第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
七 法第二十九条第一項第七号に規定する成果の普及に関する事項
第十三条第四号を削り、同条第三号中「第二十九条第一項第三号」を「第二十九条第一項第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二十九条第一項第一号」を「第二十九条第一項第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 法第二十九条第一項第一号に規定する研修に関する事項
二 法第二十九条第一項第二号に規定する研修に関する事項
第十四条中「第四十一条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。
別記様式第一中「平成」を削り、同様式備考を削る。
別記様式第五中「平成」を削る。
別記様式第六を次のように改める。
別記様式第八(第十四条関係)

(表 面)

第 時	姓 名	年 月 日 生
検 査 員 証	官 職 氏 名	
	写 真	
	押 出	
	スタンプ	

上記の者は、自動車安全運転センター法第38条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

年 月 日

(裏 面)

国家公安委員会 図

自動車安全運転センター法 (抜粋)

(報告及び検査)

第38条 国家公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに對しその業務に關し報告をさせ、又は警察庁の職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条 第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考 用語の大半は、日本工業規格B列8種とする。

(自動車安全運転センターの財務及び会計に關する内閣府令の一部改正)

第二条 自動車安全運転センターの財務及び会計に關する内閣府令(昭和五十年總理府令第六十六号)を次のように改正する。

第四条第四号を削り、同条第五号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか」に改め、同号を同条第四号とする。

第十一条の見出し中「及び資金計画」を削り、同条第二項を削る。

第十二条の見出し中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改め、同条第一項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、当該予算及び事業計画の参考となる資金の調達方法その他の事項に關する書類

第十三条を削る。

第十四条第三項中「第十一条第一項」を「第十一条」に改め、「及び同条第二項の資金計画」を削り、同条を第十三条とする。

第十五条を第十四条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第十八条中「第三十七条」を「第三十五条」に改め、同条を第十六条とする。
第十九条中「第三十七条」を「第三十五条」に改め、同条を第十七条とする。
第二十条を削り、第二十一条を第十八条とする。

附 則

この府令は、平成十五年十月一日から施行する。

省

令

○厚生労働省令第百二十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律(平成六年法律第百十七号)第三十条及び第五十二条の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年七月二十五日

厚生労働大臣 坂口 力

原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律施行規則の一部を改正する省令

原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第十九号を次のように改める。

様式第十九号 (一) (第五十二条関係)

(表 面)
診 断 書 (健康 管理 手 当 用)

氏 名		明治 大正 昭和		年 月 日		男・女				
居 住 地										
※1 障害の種類		1 造血機能障害 5 脳血管障害 9 呼吸器機能障害 2 肝臓機能障害 6 循環器機能障害 10 運動器機能障害 3 細胞増殖機能障害 7 腎臓機能障害 11 損傷による消化器機能障害 4 内分泌腺機能障害 8 水晶体混濁による視覚機能障害								
※2 上欄の障害を伴う疾病の名称										
上記の疾病が、感染症、寄生虫病、先天異常、中毒等である場合又は労働災害、不慮の事故によるものである場合等原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見										
※2の欄の疾病に係る病状が固定化しているかどうかについての意見		1 固定化している 2 固定化していない (※2の欄の疾病により今後医療を必要とする期間は、 年 月間の見込み)								
診 断 書	理学的検査	心 音								
		肺 野								
	胸 部									
	運 動 器									
	臨床病理学的検査	血 液 検 査	(末梢血液)							
			血色素量	g/dl	赤血球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	網赤血球	%	白血球数	/mm ³
			顆粒数	/mm ³	病的細胞	%	血小板数	$\times 10^4/\text{mm}^3$		
			血 清 鉄		$\mu\text{g}/\text{dl}$	血清カルシウム			mg/dl	
		年 月 日	(骨髄)							
			有核細胞数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	巨核球数	/mm ³	リンパ球	%	E/M	
		肝 臓 能 力 検 査	血清総蛋白	g/dl	GOT		単位	ALP (法)		単位
			A/G比		GPT		単位	ZTT (クンケル法)		単位
			年 月 日	ビリルビン	mg/dl	LDH		単位	ICG (15分値)	
		尿 検 査	(年月日)	蛋白	1 陽性 2 陰性					
	糖			1 陽性 2 陰性		ウロビリノーゲン	1 増加 2 正常 3 減少			
	糞便潜血反応検査 (年月日)		(法)		1 陽性 2 陰性					
	腎 臓 能 力 検 査 (年月日)		PSP (15分値)	%	濃縮試験最高尿比重					
	基礎代謝測定 (年月日)									
	血 糖 測 定 (年月日)		空腹時	mg/dl	糖負荷試験 (g)	負荷前	後60分	後120分	mg/dl	
	肺 臓 能 力 検 査 (年月日)		肺活量	CC	一秒率	%				
組織病理診断 (年月日)			(組織名)							
血 圧 測 定 (年月日)			最 大	mmHg	最 小	mmHg				
その他の検査	X線検査		胸部 (年月日)		腹部 (年月日)		運動器 (年月日)			
		(肺又は心臓)								
	心 電 図 (年月日)		ST変化	T変化	不要脈	その他				
	内視鏡検査 (年月日)		(組織名)							
	眼科検査	水晶体混濁の有無		1 有 2 無	視 力	右 ()	左 ()			
		水晶体混濁の性状								
	学 年 的 月	水晶体混濁の発生に因し								
		特記すべき事項								
神経機能検査 (年月日)		四肢の麻痺	1 有 2 無	言語障害	1 有 2 無	その他				
その他特記すべき事項										
以上のとおり、診断します。 平成 年 月 日										
医療機関の名称 所 在 地 医師氏名										

(裏 面)

記入上の注意

- 1 この診断書は、健康管理手当の受給資格の認定について、厚生労働省令で定める障害（※1の欄の障害）を伴う疾病にかかっているかどうかを証明するものであり、当該疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合は健康管理手当は支給されません。
- 2 健康管理手当に係る障害は、通例、日常生活において何らかの支障を生ずる程度のものであり、対象疾病は、次に掲げるものです。
 - (1) 造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。）
 - (2) 肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変がその主なものです。）
 - (3) 細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物がその主なものです。）
 - (4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症がその主なものです。）
 - (5) 脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものです。）
 - (6) 循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。）
 - (7) 腎臓機能障害を伴う疾病（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものです。）
 - (8) 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障のことです。）
 - (9) 呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症がその主なものです。）
 - (10) 運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものです。）
 - (11) 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。）
- 3 ※3の欄には、※2の欄に記入した疾病の状態を最もよく表している検査結果を詳しく記入してください。

備考 健康管理手当の受給資格の認定申請を初めて行う場合に必ず使用すること。

様式第十九号 (二) (第五十二条関係)

(表 面)

診断書 (健康管理手当用)

氏 名	明治 大正 昭和	年 月 日	男・女
居 住 地			
原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律第27条 第2項の認定に係る障害 の種類 (※1)	1 造血機能障害 2 肝臓機能障害 3 細胞増殖機能障害 4 内分泌腺機能障害 5 脳血管障害 6 循環器機能障害 7 腎臓機能障害 8 水晶体混濁による視 能障害 9 呼吸器機能障害 10 運動器機能障害 11 潰瘍による消化器機能 障害		
上記 (※1) の障害を伴 う疾病の名称 (※2)			
上記 (※2) の疾病に係 る病状が固定化している かどうかについての意見 (※3)	1 固定化している 2 固定化していない (※2の欄の疾病により今後 医療を必要とする期間は、 年 月間の見込み)		
上記 (※2) 及び (※3) の疾病の状態と判断する に足る所見・データ及び 今後の治療方針等			
以上のとおり、診断します。 平成 年 月 日 医療機関の名称 所在地 医師氏名 ㊞			

* 裏面の注意事項をご覧ください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏 面)

記入上の注意

1 この診断書は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の規定に基づき、下記2に記載する疾病のいずれかにより現に認定を受けている方が申請を行う場合に提出していただくものです。

2 この診断書の対象疾病は、次に掲げるものです。

- (1) 造血機能障害を伴う疾病 (再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。)
- (2) 肝臓機能障害を伴う疾病 (肝硬変がその主なものです。)
- (3) 細胞増殖機能障害を伴う疾病 (悪性新生物がその主なものです。)
- (4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病 (糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症がその主なものです。)
- (5) 脳血管障害を伴う疾病 (くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものです。)
- (6) 循環器機能障害を伴う疾病 (高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。)
- (7) 腎臓機能障害を伴う疾病 (ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものです。)
- (8) 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病 (白内障のことです。)
- (9) 呼吸器機能障害を伴う疾病 (肺炎腫、慢性間質性肺炎、肺線維症がその主なものです。)
- (10) 運動器機能障害を伴う疾病 (変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものです。)
- (11) 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病 (胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。)

備考 健康管理手当の受給資格について、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の規定に基づき、都道府県知事の認定を受けていない場合は、この様式は使用しないこと。

	短期實付金	<
	溢利準備	<

XXXXX

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間は、同条第一項に規定する疾病につき、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる期間とし、平成十五年八月一日から平成十五年七月二十五日限り廃止する。

厚生労働大臣 坂口 力

附記「物品目録」を記載の保管場所の
あり。

前記「物品目録」4に記載の保管場所の
おり。

入札に関する条件に違反したものは、無効とする。